

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十四(五) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・	・	・	・	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (その場合は0)	6						
<p>「18」欄</p> <p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の72第10項」</p> <p>② 「区分番号」欄: 「10565」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「18」欄の「その他 ()」の空欄に「換地処分等」と記載した資産の「14」欄の金額</p>							
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整							
譲渡利益額に算入されていない金額 (前期の(14))	12						
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14						
譲渡損失額の調整							
(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15						
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17						
当期に譲渡法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	
簡便法による当期損金算入額を計算する場合は							
減価償却資産							
償却期間の月数 〔譲渡法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月	月	
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20						
当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22						
支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	月	
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24						
当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26						